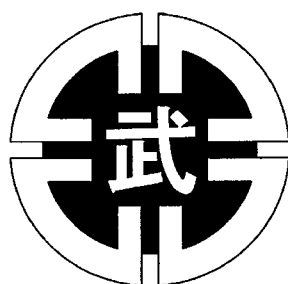


「武蔵野小学校PTA」

第46回定期総会資料

<書面決議>



議 事

- (1) 令和4年度活動報告について
- (2) 令和4年度決算・会計監査報告について
- (3) PTA会則改訂について
- (4) 令和5年度本部役員・庶務・会計監査員について
- (5) 令和5年度活動方針案
- (6) 令和5年度予算案

令和4年度 本部活動報告一覧

1. 校内行事 ボランティア制を試行し、庶務係を新設しました。

時期	活動	備考
4月28日	新旧PTA役員顔合わせ会	小学校家庭科室にて
5月28日	PTA団体傷害保険契約更新	
5月27日	第45回定期総会	書面決議
6月15日	PTA会費集金	
6月17日	第1回運営委員会 ■年間活動計画等	
7月	広報誌発行(教職員紹介特集号/プリント配布)	全世帯へ配布 地域協力者に郵送
9月	【中止】PTA芝生エス	感染症対策のため
10月1日	運動会運営お手伝い(検温・消毒等)	
10月21日	第2回運営委員会 ■低学年のタブレット持ち帰り日について ■乾電池回収廃止の決定 ■紙芝居イベント、給食試食会立案	会議中、保育実施
2~3学期	【中止】給食試食会・紙芝居イベント企画	感染症対策等のため
11月~	卒業式コサージュ注文、6年生を送る会企画開始	
令和5年1月~	令和5年度本部役員推薦書配布・庶務係募集開始	
2月17日	第3回運営委員会 ■ボランティア制継続決定 ■武蔵野小学校50周年組織委員会発足	会議中、保育実施
3月4日	ゴミ拾いボランティア活動プレオープン	校長・副校長 親子12世帯参加
3月10日	PTA教育懇談会より推薦図書8冊を保健室に寄贈	※1
3月24日	卒業式 先生へ寄せ書きアルバムと花束贈呈	
4月22日	ゴミ拾いボランティア活動	
通年活動		
8月~	PTAだより(ホームページ掲載)11回更新	広報活動報告参照
6月、	使用済み乾電池持ち込み	令和4年度で終了
月1回	登校見守り活動	地域協力者も参加

議事 (1) 令和4年度活動報告

2. 昭島市公立小学校 PTA 協議会

市内 13 校の PTA の集まりです。今年度は当番校の為、協議会会長・事務局を務めました。

時期	活動	備考
5月27日	総会	書面決議
6月3日	キックオフミーティング	アキシマエンシスにて
7月15日	第1回理事会	//
	第2回理事会	//
10月28日	中部ブロック研修 環境コミュニケーションセンター視察	副会長参加
11月19日	昭島市への要望書提出	
12月3日	教育懇談会企画・運営 「大人が学ぼう!心と体を大切に生きてための性(生)教育~思春期編」 講師:めぶき助産院院長 近藤智子助産師	市中Pと共催 教育委員会後援 市長・議員含め 100名超参加
令和5年3月3日	第3回理事会	
5月	要望書回答受理	

3. 渉外関係

時期	活動	備考
4月	【中止】ウイズユース春スポ協力	
5月	15ブロック総会	書面決議
5月	武蔵野会館運営協議会総会	書面決議
8月26日	学区内危険箇所調査	昭島市主催 相談役1名参加
10月	【中止】青少年フェスティバル	
1月	昭島ウクライナ友好協会へ、子ども用防寒着寄贈	※2
2月26日	避難所運営委員会	相談役1名参加

※1 12月3日に行われた教育懇談会の講師の推薦図書から、本部で選定し、学年助成金を財源に性と生について学べる本を学校に寄贈しました。

※2 会長と相談役が参加した学校評議員会にて、評議員より、昭島ウクライナ友好協会の活動の周知がありました。

昭島市に避難しているウクライナ難民のお子さんのために、古着の防寒着がないかと相談があり、本部役員と庶務係で段ボール3箱ほど集め、寄贈しました。

令和4年度 見守り登校 活動報告書

武蔵野小学校 PTA 本部
会長 奥野 友

<活動内容>

年	月日	内容
令和4年	4月2日	地域協力者へ「PTA見守り活動ご協力のお願い」郵送
	6月14日	第1回実施
	7月12日	第2回実施
	9月13日	第3回実施
	10月11日	第4回実施
	11月8日	第5回実施
	12月13日	第6回実施
令和5年	1月17日	第7回実施
	2月14日	第8回実施
	3月14日	第9回実施
	4月11日	第10回実施
	5月9日	第11回実施

<会計報告>

本部活動費より 切手代 2,540 円 支出

<活動のまとめ>

マチコミメールで呼びかけ、登校時間を中心に、出来る時に子どもたちの安全を見守り、危険個所は報告しあいました。

保護者からの情報提供で、通学路の放置車両を警察に相談して、撤去につながりました。また、親子で交通安全ルールを守る意識づけが必要であるご意見をいただきました。

来年度は、複数の保護者で点検ツアーをするなど、発展させたいと思います。

先生、協力してくださる地域の皆様、保護者の方々の協力のおかげで、子どもたちの安全を見守ることができました。ありがとうございました。

令和4年度 廃乾電池回収・保育実施報告書

武蔵野小学校 PTA 本部 会計清水

【廃乾電池回収報告】

(収支報告)

令和4年4月～12月の廃乾電池回収積算 29kg 合計1450円(50円/kg)

(内訳)

振込日付	数量	奨励金額
令和4年 7月29日	14kg	700円
令和4年12月27日	15kg	750円

本校では年間を通じ、廃乾電池回収を行ってまいりましたが、学校との話し合いの結果、令和4年度をもちまして廃止となりました。
長年にわたりご協力いただき、ありがとうございました。

【保育実施報告】

(実施内容)

実施日	時間	保育人数	保育サポーター人数
令和4年10月21日 第2回運営委員会	18:45～20:15	7人	2人
令和5年 2月17日 第3回運営委員会	18:45～20:15	6人	2人

令和4年10月21日の第2回運営委員会、令和5年2月17日の第3回運営委員会開催時に保育サポーターによる有償保育を実施いたしました。(1,000/時間)
昨年度保育サポーターを募集した際に登録された方や、庶務の方にご協力をいただき、実施することができました。

令和 4 年度 広報活動報告書

武蔵野小学校 PTA 本部

書記 久保田紅葉

【活動内容】

令和4年 7 月	教職員紹介作成
令和4年4月～	PTA だより作成 ホームページ掲載(下記詳細) Vol, 1 広報むさしの 第一号発行について Vol, 2 第一回運営委員会について Vol, 3 1 学期の登校守りについて Vol, 4 運動会について Vol, 5 第二回運営委員会について Vol, 6 子どもの食べ残し～困っていませんか？ Vol, 7 学芸会について Vol, 8 性教育講演会について Vol, 9 第三回運営会について Vol, 10 ごみ拾いボランティア ごみ育・しげん育 Vol, 11 今年度の見守り登校

【会計報告】

費目	金額
教職員紹介 インターネット 株式会社プリントパックで印刷発注	8,445
教職員写真データ保管用 USB 代	1,080
合計	9,525

【活動まとめ】

今年度より広報誌での発行を中止し、学校の行事は PTA だよりとして武蔵野小学校のホームページに掲載する事になりました。携帯電話やパソコンからいつでも見ることができ、何より広報誌にかかる費用の削減となりました。

ただし、教職員紹介だけは印刷し、配布させていただきました。親子で教職員の顔や名前、人柄などを覚えていただき、楽しく会話していただければと思います。

令和4年度PTA本部決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
1 会 費	340,000	360,000	20,000	
2 昨年度繰越金	391,036	391,036	0	
3 雑 収 入	5,000	1,526	-3,474	預金利息・廃乾電池回収など
合 計	736,036	752,562	16,526	

支出の部

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要	
運 営 費	事務費	20,000	11,238	8,762	コピー用紙代、封筒代他
	記念品代	20,000	16,160	3,840	卒業生コサージュ代
	合 計	40,000	27,398	12,602	
活 動 費	本部活動費	110,000	16,471	93,529	運動会、PTA行事他
	学年助成金	129,900	117,275	12,625	学年行事等 300円×433人
	慶弔費	20,000	0	20,000	弔慰金
	渉 外 費	40,000	8500	31,500	市小P会費、地域自治会行事への協力他
	印刷消耗費	20,000	0	20,000	マスターロール、インク代
	備品修繕費	5,000	0	5,000	
	備品購入費	5,000	0	5,000	
	傷害保険費	43,200	41,880	1,320	傷害保険料108円(世帯数)賠償責任保険料12円(会員数)賠償保険の積立精算
	保 育 費	10,000	6000	4,000	定期総会、運営委員会等の保育費
	防犯活動費	3,000	0	3,000	
	合 計	386,100	190,126	195,974	
積 立 金	備品償却積立金	10,000	10,000	0	印刷機等修理積立金①
	備品購入積立金	20,000	20,000	0	印刷機等購入積立金②
	積 立 金	50,000	50,000	0	特別行事等の積立金③
	合 計	80,000	80,000	0	
予 備 費	229,936	0	229,936		
総 合 計	736,036	297,524	438,512		

- 収入支出の差額 455,038 円は、次年度へ繰り越します。
- 積立金残高 前期末の積立金残高 PTA会費より繰り入れ 本年度末の積立金残高

①備品償却積立金	367,761円	10,000円	377,761円
②備品購入積立金	340,000円	20,000円	360,000円
③積立金	33,2173円	50,000円	382,173円

令和5年3月31日 会計 大澤 敦子  会計 清水 瞳 

収支について監査の結果、正当であることを確認しました。

令和5年3月31日 会計監査 菅野 亜月  会計監査 宮森 陽子 

総会審議事項

① 会則・細則変更

・委員会制度の廃止、庶務係の新設

委員会制度を廃止し、活動毎に、庶務係を中心に会員に活動を呼び掛ける制度に変更します。

年間で委員会活動を担う方式から、会員が出来る時にスポット参加できる方式にすることで、活動負担の軽減を図ります。

・会則変更箇所

改訂前		改定後
第3章 第9条	<p>本会の役員<以下、本部役員と称す>及び会計監査員は次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 1名以上(保護者) 2. 副会長 3名以上(保護者、副校長) 3. 書記 3名以上(保護者2名以上、教職員1名) 4. 会計 2名以上(保護者) 5. 会計監査員 2名(保護者) 	<p>本会の役員<以下、本部役員と称す>及び会計監査員は次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 1名以上(保護者) 2. 副会長 若干名(保護者、副校長) 3. 書記 若干名(保護者、教職員1名) 4. 会計 若干名(保護者) <p>会計監査員 2名(保護者)</p>
第3章 第12条	<p>本部役員及び会計監査員の選出は、別に定める「<u>細則Ⅰ本部役員・会計監査員選出に関する細則及び細則Ⅴボランティア選出委員会に関する細則</u>」に基づいて行います。</p>	<p>本部役員及び会計監査員の選出は、別に定める「<u>細則Ⅰ本部役員・会計監査員選出に関する細則</u>」に基づいて行います。</p>
第4章 第16条	<p>運営委員会は、本部役員と各委員会1名で構成します。 <u>但し、各委員会1名は議決を要する場合のみの出席を可とします。</u></p>	<p>運営委員会は、本部役員で構成します。</p>
第5章	<p><u>委員会</u>・PTA組織</p>	<p><u>庶務係</u>・PTA組織</p>
第5章 第19条	<p>本会の活動を円滑に行うため、<u>次の委員会並びにPTA組織を置きます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>学級学年委員会</u> 2. <u>校外生活委員会</u> 3. <u>広報委員会</u> 4. <u>ボランティア選出委員会</u> 5. <u>その他の運営委員会が必要と認めた委員会並びにPTA組織</u> 	<p>第1条 本会の活動を円滑に行うため、<u>庶務係並びにPTA組織を置きます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>庶務係</u> 2. <u>その他の運営委員会が必要と認めた委員会並びにPTA組織</u>
第5章 第20条	<p>各委員会並びにPTA組織についての詳細は別に定める各細則に基づきます。</p>	<p>庶務係並びにPTA組織についての詳細は別に定める各細則に基づきます。</p>

議事 (3) PTA 会則改訂

第6章 第23条	各委員会委員に正当な事由において欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充又は代理をおくことができます。	削除
-------------	--	----

本部役員・会計監査員選出に関する細則

・変更箇所

改訂前		改定後
細則 I 第 3 条	本部役員は各学級から選出された1名とボランティア選出委員会より選出された候補者と担当教職員によって構成されます。	本部役員は全校より選出された候補者と担当教職員によって構成されます。

各委員会に関する細則

・変更箇所

改訂前		改定後
細則 II～V	学級学年委員会に関する細則 校外生活委員会に関する細則 広報委員会に関する細則 ボランティア選出委員会に関する細則	削除

庶務係に関する細則

・新設箇所

改訂前		改定後
細則 II	新設	第1条 会則第5章第19条に基づき、庶務係に関する細則について次の通り定めます。 第2条 庶務係は、保護者より選出します。 第3条 庶務係は、全校より立候補もしくは選出された保護者によって構成します。 第4条 庶務係は本部役員と連携し、会の運営に協力します。

周年行事開催年に関する細則

・変更箇所

改訂前		改定後
細則 VII 第 2 条	役員を選出は必要に応じ本部役員とボランティア選出委員会が行い、詳細は「細則 VI 本部役員・会計監査役員選出及びボランティア選出委員会に関する細則」に準じるものとします。	役員を選出は必要に応じ本部役員が行い、詳細は「細則 I 本部役員・会計監査役員選出に関する細則」に準じるものとします。

議事 (3) PTA 会則改訂

昭島市公立小学校 PTA 協議会に関する細則

・変更箇所

改訂前		改定後
細則Ⅷ第2条	専従役員の選出は必要に応じ本部役員とボランティア選出委員会が行い、詳細は「細則Ⅳ 本部役員・会計監査役員選出及びボランティア選出委員会に関する細則」に準じるものとします。	専従役員の選出は必要に応じ本部役員が行い、詳細は「細則Ⅰ 本部役員・会計監査役員選出に関する細則」に準じるものとします。

② 細則変更・新設による変更

細則の新設・変更により細則番号の変更を行います。

・会則変更箇所

細則Ⅱ 庶務係に関する細則(新設)

細則Ⅵ ➡ 細則Ⅲ 弔慰金等に関する細則

細則Ⅶ ➡ 細則Ⅳ 周年行事開催年に関する細則

細則Ⅷ ➡ 細則Ⅴ 昭島市公立小学校 PTA 協議会に関する細則

細則Ⅸ ➡ 細則Ⅵ 本部役員及び委員の免除に関する細則

細則Ⅹ ➡ 細則Ⅶ 相談役に関する細則

細則Ⅺ ➡ 細則Ⅷ 個人情報取扱方法

令和５年度 PTA 本部役員・庶務・会計監査員候補(案)

役職	氏名	児童のクラス
会長	根津 美穂	3-2、1-2
副会長	中村 幸子	2-2
	奥野 友	6-1、2-2
	大森 雅之	教職員
書記	佐々木 直里	3-2
	中村 信一	教職員
会計	岡 亜由美	5-1
庶務	石川 隆美	6-3
	西川 伸江	5-2、2-1
	根本 薫	5-3、2-2
	佐藤 知乃	5-3、2-1
	伊藤 佳子	4-1
	串田 未穂	3-1
	岩崎 美帆	3-1
	内山 ローズマリー	3-2
	丸山 真弓	3-2
	緑川 理絵子	2-1
	松本 仁美	2-1
	佐々野 めぐみ	2-2
	中村 知己	1-2
会計監査	清水 瞳	5-2、2-1
	大澤 敦子	5-3
相談役 50周年記念行事実行委員長	福島 由佳	前々会長

令和5年度年度 PTA 活動方針(案)

【活動スローガン】

「ボランティア制本格始動！」

～強制なし！出来る時に、出来る人が無理なく楽しく～

【活動目標】

- 令和 4 年度の試行期間を経て、「コロナに左右されない新しい活動」を展開します。
- やれる時に、やりやすい活動で、スポットで参加できる仕組みづくりを引き続き行います。
- 親と学校が子どものための活動を行うという本来の目的を果たしつつ、SDGs を意識した、時代に合う PTA に変化します。

子どもたちの♡安心安全♡自己肯定感の向上♡ボランティア精神の育みをねらいとします。

【活動内容】

■交通安全見守り活動

- ・来年度も見守りを継続し、危険な箇所を共有することで子どもが安心して通える通学路を目指します。保護者の学区内点検ツアーや、意見交換会も企画します。

■親子のボランティア活動

- ・学校周辺のゴミ拾いウォーキングや校庭芝生の草むしりやお手入れを行います。
- ・ボランティア精神を育み、ゴミと資源について学ぶ出張教室も企画します。
- ・ボランティアをした後は、お楽しみの時間も？!
- ・学年の違うお友達との交流や、保護者同士のコミュニケーションの場として活用します。

■イベント実施(包括的性教育セミナー、運動会、周年行事)

- ・講師に、多くの講演実績のある助産師さんを迎え、保護者向けに、性教育を家庭で考えるきっかけになるセミナーを実施します。
- ・本部より 1 名、武蔵野小学校 50 周年組織委員会を兼任し、周年行事を企画します。

■広報誌・PTA ブログ発信

昨年好評だった教職員紹介特集号を発行します。PTA 活動は随時ブログ形式で発信します。

■有償ボランティアの活用

保育ボランティア、アウトドア体験ボランティア、読み聞かせボランティアなど検討中。

■昭島市公立小学校 PTA 協議会への参加

市内の PTA と連携し、昭島市への要望書を出すなど子どもを取り巻く環境の改善に努めます。

※PTA 会費 PTA 活動の運営財源として、1 世帯年額 1,500 円を徴収させていただきます。

(傷害補償保険 年額 120 円/世帯 を含みます。)

運営委員会の日程(仮)

第 1 回	6 月 16 日(金) 19 時～	武蔵野小学校会議室にて
第 2 回	10 月 20 日(金) 19 時～	武蔵野小学校会議室にて
第 3 回	2 月 16 日(金) 19 時～	武蔵野小学校会議室にて

※運営委員会は全会員が傍聴できます。

令和5年度 予算案

収入の部

項目	本年度	前年度	比較	摘要
1 会費	495,000	340,000	155,000	1,500円×330世帯
2 昨年度繰越金	455,038	489,502	-34,464	
合計	950,038	829,502	120,536	

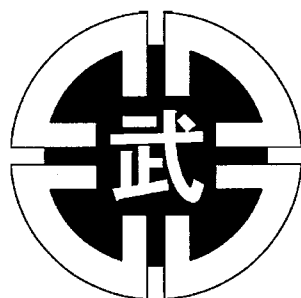
支出の部

項目	本年度	前年度	比較	摘要	
運営費	事務費	20,000	20,000	0	コピー用紙代、封筒代他
	記念品代	160,000	20,000	140,000	卒業生コサージュ代、6年生を送る会
	合計	180,000	40,000	140,000	
活動費	本部活動費	243,000	150,000	93,000	運動会、PTA行事他
	傷害保険費	39,600	43,200	-3,600	傷害保険料108円(世帯数)管理賠償責任 保険料12円(会員数)賠償保険の確定精算
	合計	282,600	193,200	89,400	
積立金	備品償却積立金	0	10,000	-10,000	
	備品購入積立金	0	20,000	-20,000	※2
	積立金	30,000	50,000	-20,000	特別行事等の積立金 ※2
	合計	30,000	80,000	-50,000	※2
予備費	226,543	246,202	-19,659		
総合計	719,143	559,402	159,741		

※1 会費の中には、保険料の120円が含まれる。

※2	前期末の積立金残高	5年度積立金	本年度末の積立金残高
①備品償却積立金	377,761円	0円	377,761円
②備品購入積立金	360,000円	0円	360,000円
③積立金	382,173円	30,000円	412,173円

「武蔵野小学校 PTA」
会則（案）



「武蔵野小学校PTA」会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は「武蔵野小学校PTA」といい、所在地を同校内におきます。
(住所:昭島市武蔵野2-3-1)
- 第2条 本会は児童の幸福と健全な成長を図るために、憲法・教育基本法の内容に沿って保護者(または、これに代わる者)と教職員が協力します。また、学校・家庭・社会における教育条件の改善・充実につとめるとともに、会員の教養を高め親睦を図ることを目的とします。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次の方針を守ります。
- 1.学級・学年・地域での話し合いを盛んにし、会員相互の理解・親睦を深め会員の総意を集めて活動します。
 - 2.学校や学区内の教育的環境を整備・改善するために努力します。
 - 3.会員の様々な研修やサークル活動を盛んにするよう努めます。
 - 4.本会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力をします。ただし本会及び会員はその名において特定の政党・宗派・営利企業に対しこれを支持したり反対したりしません。
 - 5.その他、本会の目的を果たすための必要な活動を行います。
- 第4条 本会会員は本会の主旨に賛同する本校児童の保護者(又はこれに代わる者)〈以下これを保護者と称す〉と教職員により構成され、すべて平等の権利と義務を持ちます。

第2章 会 計

- 第5条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてます。
- 第6条 会費は世帯単位とし、その金額は定期総会で決定します。ただし会員の事情により免除することができます。
- 第7条 会費は2学期末までに転入の場合は金額の3分の2、3学期末までに転入の場合は3分の1を徴収します。
- 第8条 本会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わります。

第3章 本部役員および会計監査員

- 第9条 本会の役員〈以下、本部役員と称す〉及び会計監査員は次のとおりとします。
- 1.会長 1名以上(保護者)
 - 2.副会長 若干名(保護者, 副校長)
 - 3.書記 若干名(保護者, 教職員1名)
 - 4.会計 若干名(保護者)
 - 5.会計監査員 2名(保護者)
- 第10条 本部役員及び会計監査員の任期は1年とし、会員からの推薦を受け本人の承諾があれば再任を妨げません。ただし、他の役員との兼任は認めません。
- 第11条 本部役員及び会計監査員の任務は次のとおりとします。
- 1.会長は、本会を代表し、会務の執行・財産の管理などいっさいの責任を負います。
 - 2.副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその代理を務めます。
 - 3.書記は、諸会議の通知、記録、その他の資料を整理保管します。
 - 4.会計は、経理事務を行い報告します。
 - 5.会計監査員は、その年度の会計を監査し、その結果を定期総会に報告します。
- 第12条 本部役員及び会計監査員の選出は、別に定める「細則Ⅰ本部役員・会計監査員選出に関する細則」に基づいて行います。ただし、教職員側役員の選出については教職員に一任します。

第4章 定期総会・運営委員会

- 第13条 定期総会は本会の最高議決機関であり、毎年度初めに開催されます。
1. 運営委員会が必要と認めるとき、または、会員の5分の1以上の要請があったとき、会長は1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければなりません。
- 第14条 定期総会には、それぞれ次の事項が行われます。
1. 前年度の事業並びに決算報告の審議・承認
2. 本部役員・会計監査員の承認及び就任
3. 新年度事業計画及び予算の審議・決定
4. その他重要事項の報告・審議・決定
- 第15条 定期総会の成立定数は会員（世帯単位）の3分の1以上とし、委任状又は書面表決書を認めます。議決は出席者と書面表決書の過半数をもって可決されます。議長は互選によります。
- 第16条 運営委員会は、本部役員で構成します。
- 第17条 運営委員会は第16条の構成員の2分の1以上の出席で成立し、会議の議決は出席者と書面表決書の過半数をもって可決されます。
- 第18条 運営委員会は会務についての企画・立案・調整及び緊急事項を処理し、会の運営に必要な事項について審議議決を行います。

第5章 庶務係・PTA組織

- 第19条 本会の活動を円滑に行うため、庶務係並びにPTA組織を置きます。
1. 庶務係
2. その他の運営委員会が必要と認めた委員会並びにPTA組織
- 第20条 庶務係並びにPTA組織についての詳細は別に定める各細則に基づきます。

第6章 補 則

- 第21条 1. 運営委員会は原則として公開します。一般会員は必要に応じて会を傍聴することができます。
2. 校長（または副校長）は、PTAの活動が学校の運営に関わる場合、各種の委員会等に出席して意見を述べ、相互の調整に当たることができます。
- 第22条 本部役員・会計監査員に正当な事由において欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充又は代理をおくことができます。この選出方法については運営委員会において協議し適切に処理します。
- 第23条 この会則の改廃は、定期総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。ただし、本会の運営について必要な細則は、規約に反しない限り運営委員会での承認をもって改廃することができます。なお、この細則の改廃については定期総会に報告し正に承認されるものとします。
- 第24条 災害等緊急事態時に本会則及び細則にある通りの活動が困難と判断した際は、本部役員及び校長と協議の上、内容などの変更ができるものとする。
また、変更内容については特例とし、報告することとする。

付則 この会則は昭和53年2月1日から実施します。

昭和61年 5月10日 一部改正
昭和62年 5月 9日 一部改正
昭和63年 5月14日 一部改正
平成 9年 5月17日 一部改正
平成10年 5月16日 一部改正
平成11年 5月15日 一部改正
平成19年 4月 1日 一部改正
平成20年11月21日 一部改正
平成23年 4月28日 一部改正
平成24年 4月27日 一部改正
平成25年 4月25日 一部改正
平成26年 4月23日 一部改正
平成28年 5月 2日 一部改正
令和 元年 5月18日 一部改正
令和 2年 6月20日 一部改訂
令和 3年 5月28日 一部改訂
令和5年 5月26日 一部改訂

[細則Ⅰ] 本部役員・会計監査員選出に関する細則

- 第1条 会則第3章第12条に基づき、本部役員・会計監査員に関する細則について次の通り定めます。
- 第2条 本部役員について
- イ. 保護者より本部役員(7名以上)を選出します。
- ロ. 各役職は当人との合意に基づいて決定されます。
- 第3条 本部役員は全校より選出された候補者と担当教職員によって構成されます。
- 第4条 会計監査員について
- イ. 会計監査員は保護者から2名を選出します。
- ロ. 会計監査員は本部役員経験者としします。
- 第5条 本部役員及びその役職と会計監査員は、定期総会の承認を得て決定されます。
- (付則) 令和2年6月20日 新設
令和4年度本部役員選出より適応する。

[細則Ⅱ] 庶務係に関する細則

- 第1条 会則第5章第19条に基づき、庶務係に関する細則について次の通り定めます。
- 第2条 庶務係は、保護者より選出します。
- 第3条 庶務係は、全校より立候補もしくは選出された保護者によって構成します。
- 第4条 庶務係は本部役員と連携し、会の運営に協力します。
- (付則) 令和5年5月26日 新設

[細則Ⅲ] 弔慰金等に関する細則

- 第1条 会員及びその家族に対する弔慰金は次のとおりとします。
- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 在校児童の父母及び教職員死去の場合 | 金額10,000円 |
| 2. 在校児童死去の場合 | 金額10,000円 |
| 3. 教職員父母、子死去の場合 | 金額5,000円 |
| 4. 教職員の配偶者死去の場合 | 金額5,000円 |
| 5. その他、本校の教育活動においてご協力された方 | 金額5,000円 |
- 第2条 以上の規定以外、特に必要と認めた場合は運営委員会で協議の上処理します。
- (付則) この細則は昭和55年4月1日に制定
昭和57年4月1日 一部改定
平成17年5月13日 一部改定
平成19年4月1日 一部改定
平成24年4月27日 一部改定
平成26年4月23日 一部改定
令和元年5月18日 一部改定

[細則Ⅳ] 周年行事開催年に関する細則

- 第1条 本校の周年行事開催年となった場合は、本部役員の人員を増員する事ができます。
役職及び人数は運営委員会にて決定します。
- 第2条 役員の選出は必要に応じ本部役員が行い、詳細は「細則Ⅰ 本部役員・会計監査役員選出に関する細則」に準じるものとします。
- (付則) 平成24年4月27日 新設
平成26年4月23日 一部改訂
令和元年5月18日 一部改訂
令和3年5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

[細則Ⅴ] 昭島市公立小学校PTA協議会に関する細則

- 第1条 昭島市公立小学校PTA協議会において本校が会長校又は副会長校になった場合は、専従の本部役員をおくことができます。役職及び人数は運営委員会で決定されます。
- 第2条 専従役員の選出は必要に応じ本部役員が行い、詳細は「細則Ⅰ 本部役員・会計監査役員選出

に関する細則」に準じるものとします。

- (付則) 平成24年4月27日 新設
平成26年4月23日 一部改訂
令和 元年5月18日 一部改訂
令和 3年 5月28日 一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項
令和5年5月27日 一部改訂

[細則VI] 本部役員及び委員の免除に関する細則

第1条 2年以上継続して本部役員になった場合、次年度より5年間につき、本部役員及び各委員を免除できるものとします。

- (付則) 平成28年 5月 2日 新設
令和 元年 5月18日一部改訂
令和 3年 5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

[細則VII] 相談役に関する細則

- 第1条 本部役員経験者を相談役として選出できるものとします。
第2条 相談役は会則第1章第4条の構成会員に限らず選出することができるものとします。
第3条 相談役の選出は運営委員会で選出し、定期総会にて承認されるものとします。
第4条 相談役の任期は1年とし、本人の承諾があれば再任を妨げません。
第5条 相談役は運営委員会・各委員会への出席が認められるものとします。
第6条 相談役はPTA活動における助言、相談を受けるものとし、議決権を持たないものとします。

- (付則) 令和 2年 6月20日 新設
令和 3年 5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

[細則VIII] 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、武蔵野小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

- 第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
(1) PTA 会費請求、役員・委員管理等のための連絡
(2) 文書等の送付
(3) 本部役員・委員会名簿等の作成
(4) 児童の校内外での安全管理のため

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTAに書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報、本会が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(付則) 令和 元年 5月18日 新設